

沖縄県立病院改革プラン (改訂)

平成21年10月
沖縄県病院事業局

目 次

第1	県立病院改革プランの目的	1
1	県立病院の現状	
2	改革プランの意義	
3	改革プランの内容及び策定方法	
4	改革プランの対象期間	
第2	県立病院が果たすべき役割及び機能	2
1	北部病院	3
2	中部病院	3
3	南部医療センター・こども医療センター	4
4	宮古病院	5
5	八重山病院	6
6	精和病院	7
第3	一般会計負担の考え方	8
第4	経営の効率化	12
1	経営の効率化のための取り組み	12
2	数値目標の設定	14
第5	経営形態の見直し	20
第6	公立病院等の再編・ネットワーク化	20
第7	改革プランの個表及び収支計画	22
	【個表】	
◇	総括表	23
◇	北部病院	26
◇	中部病院	29
◇	南部医療センター・こども医療センター	32
◇	宮古病院	35
◇	八重山病院	38
◇	精和病院	41

【収支計画】

◇ 総括表	44
◇ 北部病院	46
◇ 中部病院	48
◇ 南部医療センター・こども医療センター	50
◇ 宮古病院	52
◇ 八重山病院	54
◇ 精和病院	56

第1 県立病院改革プランの目的

1 県立病院の現状

沖縄県では、北部、中部、南部、宮古、八重山の5つの保健医療圏ごとに県立病院が整備され、県立病院が中核となって本県の医療提供体制が構築されてきた。

また、県立病院は、本土復帰前から医師の卒後臨床研修事業に取り組み、今日まで多くの医師を養成し、民間医療機関を含む県内医療機関の医師確保に貢献してきた。全国的に医師不足による地域医療の崩壊が大きな社会問題となる中で、本県における人口当たりの初期研修医の採用者数は、全国でも上位で推移している。

現在でも、県立病院は、救急医療、小児医療及び周産期医療など、一般的に不採算と言われる医療で地域の中核となり、また、救命救急センターなど、3次医療の拠点を整備し、高度な医療を提供している。本県の救急医療では、他の公的な医療機関及び民間病院等の取り組みもあいまって、他県に見られるような、救急搬送患者の受入不能という事態は発生していない。

この他、本県では、離島地域の保健医療圏を含むすべての保健医療圏において、総合的な2次医療が提供されており、小規模な離島においても、プライマリ・ケアを学んだ医師等により、医療が提供されている。県立病院は、医療提供に係る「地域間の公平の確保」という政策目的の実現にも、極めて重要な役割を担っている。

このような本県の医療提供体制は、県民の、かけがえのない財産であり、将来にわたって維持、発展させなければならない。

しかしながら、本県の病院事業は、厳しい経営状況にあることなど、事業の存続に関わる問題を抱えている状況にある。

2 改革プランの意義

公立病院改革ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）においては、「今般の公立病院改革の究極の目的は、改革を通じ、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることにある。このような中で、地域において真に必要な公立病院については、安定した経営の下で良質な医療を継続して提供することが求められる。」とされている。

沖縄県病院事業においても、各県立病院が各圏域において求められている県立病院としての役割を果たし、当該圏域において担うべき医療機能を提供していくために、経営的にも持続可能な県立病院を築き上げる必要がある。

このようなことから、沖縄県立病院改革プラン（以下、「改革プラン」という。）を策定し、県立病院の改革に取り組むものである。

3 改革プランの内容及び策定方法

改革プランは、県立病院が果たすべき役割及び一般会計負担の考え方、経営の効率化、再編・ネットワーク化及び経営形態に関する改革の内容を示すものである。

このうち、県立病院が果たすべき役割、再編・ネットワーク化及び経営形態については、福祉保健部において検討し、「県立病院のあり方に関する基本構想（以下、「基本構想」とする。）」として取りまとめることとされた。

また、一般会計負担の考え方及び経営の効率化については、病院事業局において検討することとして役割分担を行い、最終的に、基本構想とあわせて「沖縄県立病院改革プラン（以下「改革プラン」とする。）」として策定することとしていた。

しかし、基本構想については、議会等から慎重な検討が求められ、策定期間が平成21年度にずれ込むこととなったことから、平成20年度中に策定する必要がある改革プランについては、主に一般会計負担の考え方及び経営の効率化に係る部分について取りまとめ、基本構想が策定された段階で、その基本構想に基づき見直すこととした。

今般、基本構想（平成21年6月決定）が策定されたことから、基本構想に基づき見直すこととしていた部分について見直すこととする。

4 改革プランの対象期間

改革プランは、平成21年度から平成23年度までの期間を対象とする。

第2 県立病院が果たすべき役割及び機能

県立病院が果たすべき役割については、基本構想を踏まえ、民間医療機関では対応の困難な医療の提供、地域特性、医療機能を踏まえた医療の提供、公的医療機関として担う必要がある医療等の提供を中心に、公的医療機関としての役割を担うこととする。

また、このような役割を踏まえ、高度医療、特殊医療、不採算医療、地域医療の確保、法令等の位置付けがある医療、先導的医療、地域の医療レベル向上のための教育・研修機能等を提供することとする。

各県立病院の役割・機能、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

1 北部病院

(1) 役割・機能

北部病院の役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

北部病院の医療機能等の見直し（基本構想より抜粋）

北部病院は、北部保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び北部病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。

今後は、北部保健医療圏に設置されている他の急性期病院との役割分担の明確化に努め、地域の診療所及び福祉施設等との連携を深めることにより、引き続き、同圏域における急性期中核病院として、地域住民に貢献していく。

(2) 診療科目

北部病院が提供する診療科目は、基本的に、内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科及び麻酔科の20診療科目とする。

(3) 病床数〔（ ）は、稼働病床数（平成20年10月現在）〕

北部病院の病床数は、次のとおりとする。

一般病床 325床（291床）

感染症病床 2床（ 2床）

合 計 327床（293床）

2 中部病院

(1) 役割・機能

中部病院の役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

中部病院の医療機能等の見直し（基本構想より抜粋）

中部病院は、本県における急性期中核的な医療機関として、今後とも、救命救急医療、周産期医療及びがん医療等の高度、特殊医療を担うとともに、医師臨床研修事業に取組み、離島医療の支援を行うこととする。

なお、中部病院は、救急医療を提供し、医師臨床研修事業を実施する機能特性を考慮すると、合理的に必要な範囲で総合的な診療機能を保持することが求められるが、今後とも、南部医療センター・こども医療センターとのより一層の機能分担と連携について検討する必要がある。

(2) 診療科目

中部病院が提供する診療科目は、基本的に、内科、心療内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、消化器外科、気管食道科、循環器科、循環器外科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、呼吸器外科、形成外科、小児外科、こう門科、麻酔科、放射線科、歯科口腔外科、病理検査科、地域救命救急科、新生児科及び医療情報科の35診療科目とする。

(3) 病床数〔() は、稼働病床数（平成20年10月現在）〕

中部病院の病床数は、次のとおりとする。

一般病床	546床（513床）
感染症病床	4床（ 4床）
合 計	550床（517床）

3 南部医療センター・こども医療センター

(1) 役割・機能

南部医療センター・こども医療センターの役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

南部医療センター・こども医療センターの医療機能等の見直し
(基本構想より抜粋)

南部医療センター・こども医療センターは、本県における母子総合医療の拠点病院として、引き続き小児医療及び周産期医療の強化を図る。

なお、南部保健医療圏は、南部医療センター・こども医療センターのほか、公立・公的病院、及び琉球大学附属病院等が立地し、急性期医療を担う民間病院も集積する環境にある。医療資源の適正配分を実現するためにも、南部医療センター・こども医療センターの母子総合医療機能以外の機能については、那覇市立病院等同一医療圏に所在する他の公的医療機関や中部病院との適切な機能分担を図る観点から所要の見直しを検討する。

(2) 診療科目

南部医療センター・こども医療センターが提供する診療科目は、基本的に、内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、地域救命救急科、医療情報科、感染症科、血液腫瘍科、糖尿病代謝科、小児精神科、小児神経科、小児循環器科、小児整形外科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児泌尿器科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児放射線科、小児麻酔科、小児腎臓科、小児血液腫瘍科及び新生児科の45診療科目とする。

(3) 病床数 [() は、稼働病床数 (平成20年10月現在)]

南部医療センター・こども医療センターの病床数は、次のとおりとする。

一般病床	423床 (409床)
精神科病床	5床 (5床)
感染症病床	6床 (6床)
合 計	434床 (420床)

4 宮古病院

(1) 役割・機能

宮古病院の役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

宮古病院の医療機能等の見直し（基本構想より抜粋）

宮古病院は、宮古保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び宮古病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。

なお、宮古病院は、施設の老朽化が進んでいることから、基本計画を策定するなど改築に向けた取り組みを推進している。

(2) 診療科目

宮古病院が提供する診療科目は、基本的に、内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科及び心療内科の22診療科目とする。

(3) 病床数〔() は、稼働病床数（平成20年10月現在）〕

宮古病院の病床数は、次のとおりとする。

一般病床	283床（245床）
結核病床	7床（ 7床）
精神科病床	100床（ 50床）
感染症病床	3床（ 3床）
合 計	393床（305床）

5 八重山病院

(1) 役割・機能

八重山病院の役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

八重山病院の医療機能等の見直し（基本構想より抜粋）

八重山病院は、八重山保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び八重山病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。

(2) 診療科目

八重山病院が提供する診療科目は、基本的に、内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科及び麻酔科の19診療科目とする。

(3) 病床数〔()は、稼働病床数(平成20年10月現在)〕

八重山病院の病床数は、次のとおりとする。

一般病床	291床 (237床)
結核病床	6床 (6床)
精神科病床	50床 (50床)
感染症病床	3床 (3床)
合 計	350床 (296床)

6 精和病院

(1) 役割・機能

精和病院の役割・機能については、基本構想を踏まえることとする。

精和病院の医療機能等の見直し(基本構想より抜粋)

精和病院は、他の都道府県立精神科病院と比較して、長期入院患者の割合が高く、退院患者が少ない現状にあることから、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を強化し、長期入院患者の社会復帰促進に取組み、病床規模のダウンサイジングを図る。

また、県は、市町村及び関係機関と連携し、精神障害者の地域生活への移行を支援する精神保健福祉施策を強化する。

(2) 診療科目

精和病院が提供する診療科目は、基本的に、精神科、神経科、内科、リハビリテーション科及び歯科の5診療科目とする。

(3) 病床数〔()は、稼働病床数(平成20年10月現在)〕

精和病院の病床数は、次のとおりとする。

結核病床	4床（ 4床）
精神科病床	296床（238床）
合 計	300床（242床）

第3 一般会計負担の考え方

公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものである。一方、地方公営企業法においては、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされていることから、沖縄県病院事業において一般会計が負担すべき経費の考え方については、基本的に、総務省が定める「地方公営企業繰出金（通知）」によることとし、次のとおりとする。

なお、平成21年度から平成23年度までの3年間については、一般会計からの繰入金を毎年度約85億円の定額とし、病院事業の再建を図ることとする。

1 救急医療の確保に要する経費

(1)趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰入の基準

ア 救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に相当する額とする。

ウ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等（通常の診療に必要な診療用具、診療材料及び薬品等を上回る診療用具、診療材料及び薬品等）の備蓄に要する経費に相当する額とする。

2 病院の建設改良に要する経費

(1)趣旨

病院の建設改良費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰入の基準

病院の建設改良費（企業債及び国庫補助金等の特定財源を除く。）及び企業債元利償還金の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあっては、3分の2）とする。

3 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰入の基準

地域において中核的役割を果たしている病院が、巡回診療車、患者輸送車等を備えて巡回診療を行うために必要な経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 結核病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

結核病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰入の基準

結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

5 精神病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

精神病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰入の基準

精神病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰入の基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7 周産期医療に要する経費

(1)趣旨

周産期医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰入の基準

周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 小児医療に要する経費

(1)趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰入の基準

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1)趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰入の基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

10 高度医療に要する経費

(1)趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2)繰入の基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰入の基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰入の基準

毎年度4月1日現在の職員に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

12 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰入の基準

基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額を限度とする。）とする。

13 その他（基準外）

従前より、医療提供に直接的に要する経費ではないが、間接的に医療提供に要する経費として、一般会計が負担している経費については、引き続き、一般会計において負担するものとする。

(1) 週40時間制実施に係る経費

ア 趣旨

週40時間制実施のための条件整備に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

イ 繰入の基準

週40時間制実施のための非常勤職員配置に要する経費に相当する額と

する。

(2) 経営再建支援に係る経費

ア 趣旨

平成21年度から平成23年度までの3年間を経営再建期間と位置付け、その間、経営再建を支援するため、一般会計が負担するための経費である。

イ 繰入の基準

経営再建期間中の一般会計の負担額を毎年度約85億円の定額とすることとしていることから、約85億円から上記の一般会計が負担すべき経費を差し引いた額とする。

第4 経営の効率化

1 経営の効率化のための取り組み

県立病院が今後とも持続的に地域における医療を提供していくためには、必要な医療機能を整備するとともに、改革を進め、経営的にも持続可能な県立病院を築き上げていく必要がある。

そのため、平成20年度に総務省の許可を得て、29億8千万円の公立病院特例債を発行し、不良債務の解消を図るとともに、平成21年度から平成23年度までの3年間を経営再建期間と位置付け、一般会計からの繰入金を毎年度約85億円の定額とすること、各種の経費削減・抑制対策及び収入増加・確保対策等を実施すること等により、病院事業の再建に取り組む。

具体的には、次のような取り組みを行う。

(1) 経費削減・抑制対策

ア 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料（給料の調整額を含む）の3%（約2.3億円／年）、期末・勤勉手当の2%（約0.5億円／年）を減額する給与特例措置を講じる。

イ 平成21年度から平成23年度までの3年間で、給料の調整額を段階的に廃止する（平成21年度：約3.4億円、平成22年度：約6億円、平成23年度以降：約8.6億円）。

ウ 平成20年度から診療材料費縮減プロジェクトに取り組む（約3.8億円

- ／年)。
- エ 平成21年度から薬品費縮減プロジェクト等に取り組む(約9%、約4.2億円／年)。
 - オ 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により委託料の削減に取り組む(約9%、約2.5億円／年)。

(2)収入増加・確保対策

- ア 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。
- イ 診療報酬請求漏れ等の防止を図る。
- ウ 未収金の発生防止及び回収の徹底を図るとともに、民間債権回収サービス業者を活用して、各病院では自主回収が困難な未収金の回収に努める。
- エ DPC請求の適正かつ効率的な運用に努める。

(3)その他

- ア 平成21年度から病院長への権限委譲を拡大し、現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す。
- イ 関東地区における就職説明会の開催等、県外における看護師確保活動の展開を図る。
- ウ 県内の大型ショッピングセンター等において、採用イベント・就職相談会等を実施することにより、県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動に取り組む。
- エ 病院事業の経営に専門的な知識を有する事務職員の採用を検討する。

2 数値目標の設定

(1) 財務に係る数値目標

ア 必須項目

ガイドラインに示されている経営指標のうち、必ず数値目標を設定することとされている経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の3項目については、次のとおりとする。

(ア) 経常収支比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	97.0	94.7	99.7	100.7	103.7	
中部病院	96.1	94.0	99.9	100.6	103.3	
医療センター	82.1	84.1	89.0	89.5	93.3	
宮古病院	98.7	97.9	103.8	105.0	109.6	
八重山病院	99.4	103.4	105.9	107.0	110.2	
精和病院	97.5	96.3	107.9	109.6	119.0	
事業計	92.4	92.6	97.9	98.8	102.4	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(イ) 職員給与費対医業収益比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	63.3	66.6	65.1	64.6	63.7	
中部病院	59.5	62.2	61.6	61.0	60.0	
医療センター	66.5	66.2	65.7	65.1	63.6	
宮古病院	75.4	74.0	73.4	72.7	71.7	
八重山病院	69.9	66.3	65.3	64.6	63.9	
精和病院	111.5	110.2	107.7	106.1	104.3	
事業計	66.9	67.7	66.9	66.2	65.1	
事業計 (精和病院除く)	65.1	65.9	65.1	64.5	63.5	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(ウ) 病床利用率 (許可病床)

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	88.1	83.6	83.6	83.6	83.6	
中部病院	95.8	93.7	93.7	93.7	93.7	
医療センター	95.8	92.7	92.7	92.7	92.7	
宮古病院	66.2	64.9	64.9	64.9	64.9	
八重山病院	68.3	70.2	70.2	70.2	70.2	
精和病院	74.7	76.1	76.1	76.1	76.1	
事業計	83.0	81.6	81.6	81.6	81.6	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(エ) 病床利用率 (稼働病床)

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	98.3	93.3	93.3	93.3	93.3	
中部病院	100.0	99.7	99.7	99.7	99.7	
医療センター	97.1	95.8	95.8	95.8	95.8	
宮古病院	85.2	83.7	83.7	83.7	83.7	
八重山病院	80.7	83.0	83.0	83.0	83.0	
精和病院	88.8	94.3	94.3	94.3	94.3	
事業計	93.4	92.6	92.6	92.6	92.6	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

イ その他の項目

その他の項目については、次のとおりとする。

(ア) 経常損益の額

(単位：百万円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	△184	△318	△15	43	215	
中部病院	△513	△780	△14	76	408	
医療センター	△2,625	△2,163	△1,464	△1,385	△873	
宮古病院	△59	△95	173	222	422	
八重山病院	△28	161	270	315	452	
精和病院	△57	△83	170	203	394	
事業計	△3,466	△3,278	△880	△526	1,018	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(イ) 単年度資金不足額

(単位：百万円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	217	2	△209	△246	△357	
中部病院	△7	678	△246	△595	△448	
医療センター	△3,462	△568	△1,069	△581	△456	
宮古病院	173	△357	△189	△218	△332	
八重山病院	610	△208	△166	△198	△287	
精和病院	284	△363	△139	△169	△247	
事業計	△2,185	△816	△2,018	△2,007	△2,127	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(ウ) 不良債務比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	8.4	0.3	△3.6	△8.2	△14.8	
中部病院	△5.2	△7.2	△9.5	△14.8	△18.7	
医療センター	18.3	3.6	△6.6	△12.1	△16.3	
宮古病院	18.7	3.6	△1.1	△6.6	△15.0	
八重山病院	7.7	△2.4	△6.2	△10.8	△17.4	
精和病院	65.4	24.9	15.7	4.5	△11.7	
事業計	10.2	0.0	△5.5	△10.9	△16.6	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(エ) 医業収支比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	93.2	91.7	95.1	95.8	96.9	
中部病院	93.1	90.0	92.3	92.8	94.0	
医療センター	77.0	82.3	83.2	83.4	85.3	
宮古病院	85.6	88.5	90.1	90.9	91.9	
八重山病院	90.6	95.8	98.4	99.2	100.4	
精和病院	67.9	70.8	72.9	74.0	75.0	
事業計	85.7	87.4	89.3	89.9	91.2	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(オ)材料費対医業収益比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	25.1	24.4	23.0	23.0	22.9	
中部病院	28.0	28.8	27.7	27.7	27.6	
医療センター	26.4	26.0	25.1	25.1	24.8	
宮古病院	21.7	19.4	18.7	18.7	18.7	
八重山病院	22.2	20.1	19.1	19.1	19.1	
精和病院	19.8	14.8	13.7	13.7	13.7	
事業計	25.5	24.8	23.7	23.7	23.6	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(カ)経費対医業収益比率

(単位：%)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	14.6	14.9	14.1	14.1	14.1	
中部病院	13.6	14.5	13.9	13.9	13.9	
医療センター	16.0	16.3	15.5	15.5	15.3	
宮古病院	15.1	15.1	14.6	14.6	14.6	
八重山病院	14.0	14.1	13.6	13.6	13.5	
精和病院	11.4	12.2	11.8	11.8	11.8	
事業計	14.6	15.0	14.4	14.4	14.3	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(キ)入院患者1人1日当たり診療収益

(単位：円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	35,451	36,752	36,752	36,752	36,752	
中部病院	48,385	45,925	45,925	45,925	45,925	
医療センター	52,438	52,469	52,469	52,469	52,469	
宮古病院	29,141	30,969	30,969	30,969	30,969	
八重山病院	32,348	36,752	36,752	36,752	36,752	
精和病院	13,573	14,376	14,376	14,376	14,376	
事業計	38,805	38,579	38,579	38,579	38,579	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(ク) 外来患者 1 人 1 日当たり診療収益

(単位：円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	10,438	10,714	10,714	10,714	10,714	
中部病院	9,969	10,234	10,234	10,234	10,234	
医療センター	11,184	13,126	13,126	13,126	13,126	
宮古病院	8,223	7,824	7,824	7,824	7,824	
八重山病院	8,475	10,714	10,714	10,714	10,714	
精和病院	11,937	12,115	12,115	12,115	12,115	
事業計	9,835	10,386	10,386	10,386	10,386	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(ケ) 診療所患者 1 人 1 日当たり診療収益

(単位：円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	8,423	8,423	8,423	8,423	8,423	
中部病院	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	
医療センター	8,279	8,279	8,279	8,279	8,279	
宮古病院	10,472	10,472	10,472	10,472	10,472	
八重山病院	8,101	8,423	8,423	8,423	8,423	
精和病院	—	—	—	—	—	
事業計	8,454	8,420	8,420	8,420	8,420	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

(2) 医療機能に係る数値目標

医療機能に係る数値目標については、次のとおりとする。

ア 入院患者数

(単位：人)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	105,404	101,501	101,501	101,501	101,501	
中部病院	192,914	186,884	186,884	186,884	186,884	
医療センター	152,163	145,163	145,163	145,163	145,163	
宮古病院	95,217	94,331	94,331	94,331	94,331	
八重山病院	87,438	93,174	93,174	93,174	93,174	
精和病院	82,614	80,037	80,037	80,037	80,037	
事業計	715,750	701,090	701,090	701,090	701,090	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

イ 外来患者数

(単位：人)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	132,608	130,749	130,749	130,749	130,749	
中部病院	207,002	211,213	211,213	211,213	211,213	
医療センター	160,653	151,326	151,326	151,326	151,326	
宮古病院	113,806	115,629	115,629	115,629	115,629	
八重山病院	143,426	126,181	126,181	126,181	126,181	
精和病院	25,952	28,618	28,618	28,618	28,618	
事業計	783,447	763,716	763,716	763,716	763,716	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

ウ 診療所患者数

(単位：人)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備 考
北部病院	13,464	4,250	4,250	4,250	4,250	
中部病院	3,123	2,857	2,857	2,857	2,857	
医療センター	28,122	28,817	28,817	28,817	28,817	
宮古病院	5,989	4,775	4,775	4,775	4,775	
八重山病院	17,152	16,272	16,272	16,272	16,272	
精和病院	—	—	—	—	—	
事業計	67,850	56,971	56,971	56,971	56,971	

注：医療センター：南部医療センター・こども医療センター

第5 経営形態の見直し

経営形態については、基本構想を踏まえることとする。

経営形態に関する基本方針（基本構想より抜粋）

病院事業の経営形態に関する基本方針は、沖縄県医療審議会の答申を尊重するとともに、県議会の決議、市町村長及び市町村議会議長並びに各県立病院長の意見等を踏まえ、さらに経営再建に対する病院事業局の取組についても考慮し、次のとおりとする。

ア 病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討することとする。

同時に、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、平成24年4月を目途として地方独立行政法人へ移行することができるよう、準備期間を考慮し、平成21年度から移行に向けた取組みを進める。

イ 病院事業局が取組む経営再建の成果の検証は、毎年度、外部の有識者で構成する評価委員会(仮称)の評価により行うものとし、その結果については公表することとする。

ウ 地方独立行政法人への移行にあたっては、県民の理解と病院職員の協力が得られるよう努力するとともに、今後県が提供する政策医療の内容・範囲及びそれに係る財政負担の基本方針を定めるほか、市町村に対し県立病院運営への参画について提案し、協議を始めることとする。

第6 公立病院等の再編・ネットワーク化

公立病院等の再編・ネットワーク化については、基本構想を踏まえることとする。

なお、本県の二次医療圏において、複数の公立病院が立地しているのは、南部保健医療圏のみであることから、同医療圏についてのみ、公立病院等の再編・ネットワーク化が検討された。

南部医療センター・こども医療センターの再編・ネットワーク化
(基本構想より抜粋)

南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院の適切な機能分担を図り、両病院が全体として、総合的な診療機能、救命救急医療、高度・特殊医療、臨床研修事業及び離島医療支援機能等の病院機能を確保できるよう、経営統合も視野に入れて検討を行う必要がある。

このため、県は、引き続き関係団体との協議を積極的に進めることとする。

南部保健医療圏における公立病院等の再編・ネットワーク化協議会

県においては、平成20年7月に南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院、赤十字病院等で構成される協議会を設置し、病院機能の再編成等について、協議を行っている。

同協議会においては、南部保健医療圏における医療資源の適正配分を図る観点から、南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院について、再編可能性（組織、機能）を検討する必要があるとの考えから、両病院の関係者等で構成される作業部会を設置し、協議を進めている。

作業部会においては、両病院が、病院機能を再編、又は経営主体を統合した場合には、医療資源の効率的な配分が可能となり、病院機能の高度化、職員の過重労働の軽減、経営の効率化が図られる等、多くの効果が期待できるとの意見が出されている。

しかしながら、南部医療センター・こども医療センターは平成18年度の新設病院であり、那覇市立病院は今年度独法化したばかりであることから、それぞれ体制整備の時期にあり、また、両病院の組織文化の違い等の懸念材料もあることから、現時点では、両病院の経営主体の統合について、意見が集約されておらず、再編の必要性、臨床研修事業の共同実施及び経営主体の統合等について検討を行い、平成23年度中を目途に結論を取りまとめることとしている。

第7 改革プラン個表及び収支計画

改革プラン個表及び収支計画については、次のとおりとする。

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成	21 年	3 月	31日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	23年度		
病院の現状	病 院 名	(総括表)					
	所 在 地	-					
	病 床 数	-					
	診 療 科 目	-					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>県立病院が果たすべき役割については、県立病院のあり方に関する基本構想を踏まえ、民間医療機関では対応の困難な医療の提供、地域特性、医療機能を踏まえた医療の提供、公的医療機関として担う必要がある医療等の提供を中心に、公的医療機関としての役割を担うこととする。</p> <p>また、このような役割を踏まえ、高度医療、特殊医療、不採算医療、地域医療の確保、法令等の位置付けがある医療、先導的医療、地域の医療レベル向上のための教育・研修機能等を提供することとする。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>一般会計における経費負担の考え方については、基本的に、総務省が定める地方公営企業繰出金(通知)によることとする。</p> <p>なお、平成21年度から平成23年度までの3年間は、一般会計からの繰入金を毎年度約85億円の定額とし、病院事業の再建を図ることとする。</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	92.4	92.6	97.9	98.8	102.4	単位:%
	職員給与費比率	66.9	67.7	66.9	66.2	65.1	単位:%
	病床利用率(許可病床)	83.0	81.6	81.6	81.6	81.6	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	93.4	92.6	92.6	92.6	92.6	単位:%
	経常損益額	△3,466	△3,278	△880	△526	1,018	単位:百万円
	単年度資金不足額	△2,185	△816	△2,018	△2,007	△2,127	単位:百万円
	不良債務比率	10.2	0.0	△5.5	△10.9	△16.6	単位:%
	医業収支比率	85.7	87.4	89.3	89.9	91.2	単位:%
	材料費対医業収益比率	25.5	24.8	23.7	23.7	23.6	単位:%
	経費対医業収益比率	14.6	15.0	14.4	14.4	14.3	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	38,805	38,579	38,579	38,579	38,579	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	9,835	10,386	10,386	10,386	10,386	単位:円
	診療所患者1人1日当たり診療収益	8,454	8,420	8,420	8,420	8,420	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成23年度)</p>						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (総括表)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		715,750	701,090	701,090	701,090	701,090	単位:人
外来患者数		783,447	763,716	763,716	763,716	763,716	単位:人
診療所患者数		67,850	56,971	56,971	56,971	56,971	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	【県立病院のあり方に関する基本構想より】 病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討することとする。 同時に、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、平成24年4月を目途として地方独立行政法人へ移行することができるよう、準備期間を考慮し、平成21年度から移行に向けた取組を進める。				
		事業規模・形態の見直し	【県立病院のあり方に関する基本構想より】 病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取組みにより、経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討することとする。 同時に、経営再建計画の達成が困難と見込まれる場合に備え、平成24年4月を目途として地方独立行政法人へ移行することができるよう、準備期間を考慮し、平成21年度から移行に向けた取組を進める。				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約2.3億円/年)、期末・勤勉手当の2%(約0.5億円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約3.4億円、H22:約6億円、H23以降:約8.6億円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約3.8億円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約4.2億円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約2.5億円)の削減に取り組む。 6 平成24年に南部医療センター・こども医療センターの器械備品の償却が進むことから、減価償却費約3億円の削減を見込む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約39百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.70%	18年度	80.90%	19年度	83.00%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	宮古病院については、老朽化が著しいことから、改築する予定である。					

		団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (総括表)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	南部保健医療圏において6つ、中部保健医療圏において3つの公立病院等が開設されている。 【南部】・県立南部医療センター・こども医療センター 434床 ・県立精和病院 300床 ・地方独立行政法人那覇市立病院 470床 ・沖縄赤十字病院 319床 ・離島医療組合公立久米島病院 40床 ・琉球大学医学部附属病院 604床 【中部】・県立中部病院 550床 ・独立行政法人国立病院機構沖縄病院 320床 ・独立行政法人国立病院機構琉球病院 430床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「本県の二次医療圏において、複数の公立病院が立地しているのは、南部保健医療圏のみである(県立病院のあり方に関する基本構想より)。」ことから、同医療圏についてのみ、公立病院等の再編・ネットワーク化が検討された。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 右記参照	<内容> 【県立病院のあり方に関する基本構想より】 南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院の適切な機能分担を図り、両病院が全体として、総合的な診療機能、救命救急医療、高度・特殊医療、臨床研修事業及び離島医療支援機能等の病院機能を確保できるように、経営統合も視野に入れて検討を行う必要がある。 このため、県は、引き続き関係団体との協議を積極的に進めることとする。 南部保健医療圏における公立病院等の再編・ネットワーク化協議会における両病院の関係者等で構成される作業部会において、再編の必要性、臨床研修事業の共同実施及び経営主体の統合等について検討を行い、平成23年度中を目途に結論を取りまとめることとしている。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「病院事業局が取り組む経営再建の成果の検証は、毎年度、外部の有識者で構成する評価委員会(仮称)の評価により行うものとし、その結果については公表することとする(県立病院のあり方に関する基本構想より)。」とされていることから、改革プランの取組状況の点検・評価については、その結果を踏まえて公表することとする。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年10月ごろ	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(22年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	北部病院					
	所 在 地	沖縄県名護市大中2-12-3					
	病 床 数	327床[稼働病床数:293床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>【県立病院のあり方に関する基本構想より】</p> <p>北部病院は、北部保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び北部病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。</p> <p>今後は、北部保健医療圏に設置されている他の急性期病院との役割分担の明確化に努め、地域の診療所及び福祉施設等との連携を深めることにより、引き続き、同圏域における急性期中核病院として、地域住民に貢献していく。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.0	94.7	99.7	100.7	103.7	単位:%
	職員給与費比率	63.3	66.6	65.1	64.6	63.7	単位:%
	病床利用率(許可病床)	88.1	83.6	83.6	83.6	83.6	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	98.3	93.3	93.3	93.3	93.3	単位:%
	経常損益額	△184	△318	△15	43	215	単位:百万円
	単年度資金不足額	217	2	△209	△246	△357	単位:百万円
	不良債務比率	8.4	0.3	△3.6	△8.2	△14.8	単位:%
	医業収支比率	93.2	91.7	95.1	95.8	96.9	単位:%
	材料費対医業収益比率	25.1	24.4	23.0	23.0	22.9	単位:%
	経費対医業収益比率	14.6	14.9	14.1	14.1	14.1	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	35,451	36,752	36,752	36,752	36,752	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	10,438	10,714	10,714	10,714	10,714	単位:円
	診療所患者1人1日当たり診療収益	8,423	8,423	8,423	8,423	8,423	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成22年度)</p>						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (北部病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		105,404	101,501	101,501	101,501	101,501	単位:人
外来患者数		132,608	130,749	130,749	130,749	130,749	単位:人
診療所患者数		13,464	4,250	4,250	4,250	4,250	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約34百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約9百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約42百万円、H22:約73百万円、H23以降:約104百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約48百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約64百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約32百万円)の削減に取り組む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約7百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.20%	18年度	87.10%	19年度	88.10%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	-					

団体名
(病院名)

沖縄県病院事業局
(北部病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当該病院以外に、再編・ネットワーク化の対象となる公立病院等はない。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	—	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(23年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成	21 年	3 月	31日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	23年度		
病院の現状	病 院 名	中部病院					
	所 在 地	沖縄県うるま市字宮里281					
	病 床 数	550床[稼働病床数:517床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	内科、心療内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、気管食道科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、呼吸器外科、形成外科、小児外科、こう門科、麻酔科、放射線科、歯科口腔外科、病理検査課、地域救命救急科、新生児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>【県立病院のあり方に関する基本構想より】</p> <p>中部病院は、本県における急性期中核的な医療機関として、今後とも、救命救急医療、周産期医療及びがん医療等の高度、特殊医療を担うとともに、医師臨床研修事業に取組み、離島医療の支援を行うこととする。</p> <p>なお、中部病院は、救急医療を提供し、医師臨床研修事業を実施する機能特性を考慮すると、合理的に必要な範囲で総合的な診療機能を保持することが求められるが、今後とも、南部医療センター・こども医療センターとのより一層の機能分担と連携について検討する必要がある。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	96.1	94.0	99.9	100.6	103.3	単位:%
	職員給与費比率	59.5	62.2	61.6	61.0	60.0	単位:%
	病床利用率(許可病床)	95.8	93.7	93.7	93.7	93.7	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	100.0	99.7	99.7	99.7	99.7	単位:%
	経常損益額	△513	△780	△14	76	408	単位:百万円
	単年度資金不足額	△7	678	△246	△595	△448	単位:百万円
	不良債務比率	△5.2	△7.2	△9.5	△14.8	△18.7	単位:%
	医業収支比率	93.1	90.0	92.3	92.8	94.0	単位:%
	材料費対医業収益比率	28.0	28.8	27.7	27.7	27.6	単位:%
	経費対医業収益比率	13.6	14.5	13.9	13.9	13.9	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	48,385	45,925	45,925	45,925	45,925	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	9,969	10,234	10,234	10,234	10,234	単位:円
	診療所患者1人1日当たり診療収益	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成22年度)</p>						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (中部病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		192,914	186,884	186,884	186,884	186,884	単位:人
外来患者数		207,002	211,213	211,213	211,213	211,213	単位:人
診療所患者数		3,123	2,857	2,857	2,857	2,857	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約61百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約15百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約92百万円、H22:約160百万円、H23以降:約229百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約140百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約140百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約65百万円)の削減に取り組む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約11百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	102.90%	18年度	96.30%	19年度	95.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	—					

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (中部病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	中部保健医療圏において、3つの公立病院等が開設されている。 ・県立中部病院 550床 ・独立行政法人国立病院機構沖縄病院 320床 ・独立行政法人国立病院機構琉球病院 430床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	—	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(21年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	南部医療センター・こども医療センター					
	所 在 地	沖縄県南風原町字新川118-1					
	病 床 数	434床[稼働病床数:420床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、地域救命救急科、医療情報化、感染症科、血液腫瘍科、糖尿病代謝科、小児精神科、小児神経科、小児循環器科、小児整形外科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児泌尿器科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児放射線科、小児麻酔科、小児腎臓科、小児血液腫瘍科、新生児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>【県立病院のあり方に関する基本構想より】</p> <p>南部医療センター・こども医療センターは、本県における母子総合医療の拠点病院として、引き続き小児医療及び周産期医療の強化を図る。</p> <p>なお、南部保健医療圏は、南部医療センター・こども医療センターのほかに、公立・公的病院、及び琉球大学附属病院等が立地し、急性期医療を担う民間病院も集積する環境にある。医療資源の適正配分を実現するためにも、南部医療センター・こども医療センターの母子総合医療機能以外の機能については、那覇市立病院等同一医療圏に所在する他の公的医療機関や中部病院との適切な機能分担を図る観点から所要の見直しを検討する。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なものの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	82.1	84.1	89.0	89.5	93.3	単位:%
	職員給与費比率	66.5	66.2	65.7	65.1	63.6	単位:%
	病床利用率(許可病床)	95.8	92.7	92.7	92.7	92.7	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	97.1	95.8	95.8	95.8	95.8	単位:%
	経常損益額	△2,625	△2,163	△1,464	△1,385	△873	単位:百万円
	単年度資金不足額	△3,462	△568	△1,069	△581	△456	単位:百万円
	不良債務比率	18.3	3.6	△6.6	△12.1	△16.3	単位:%
	医業収支比率	77.0	82.3	83.2	83.4	85.3	単位:%
	材料費対医業収益比率	26.4	26.0	25.1	25.1	24.8	単位:%
	経費対医業収益比率	16.0	16.3	15.5	15.5	15.3	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	52,438	52,469	52,469	52,469	52,469	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	11,184	13,126	13,126	13,126	13,126	単位:円
診療所患者1人1日当たり診療収益	8,279	8,279	8,279	8,279	8,279	単位:円	
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成28年度)</p>						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (南部医療センター・ こども医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		152,163	145,163	145,163	145,163	145,163	単位:人
外来患者数		160,653	151,326	151,326	151,326	151,326	単位:人
診療所患者数		28,122	28,817	28,817	28,817	28,817	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約59百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約15百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約97百万円、H22:約170百万円、H23以降:約242百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約125百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約119百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約99百万円)の削減に取り組む。 6 平成24年に南部医療センター・こども医療センターの器械備品の償却が進むことから、減価償却費約3億円の削減を見込む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約15百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	75.00%	18年度	82.50%	19年度	95.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	—					

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (南部医療センター・ こども医療センター)
--------------	--------------------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	南部保健医療圏において、6つの公立病院等が開設されている。 ・県立南部医療センター・こども医療センター 434床 ・県立精和病院 300床 ・地方独立行政法人那覇市立病院 470床 ・沖縄赤十字病院 319床 ・離島医療組合公立久米島病院 40床 ・琉球大学医学部附属病院 604床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「本県の二次医療圏において、複数の公立病院が立地しているのは、南部保健医療圏のみである(県立病院のあり方に関する基本構想より)。」ことから、同医療圏についてのみ、公立病院等の再編・ネットワーク化が検討された。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 右記参照	<内容> 【県立病院のあり方に関する基本構想より】 南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院の適切な機能分担を図り、両病院が全体として、総合的な診療機能、救命救急医療、高度・特殊医療、臨床研修事業及び離島医療支援機能等の病院機能を確保できるよう、経営統合も視野に入れて検討を行う必要がある。 このため、県は、引き続き関係団体との協議を積極的に進めることとする。 南部保健医療圏における公立病院等の再編・ネットワーク化協議会における両病院の関係者等で構成される作業部会において、再編の必要性、臨床研修事業の共同実施及び経営主体の統合等について検討を行い、平成23年度中を目途に結論を取りまとめることとしている。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(22年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	宮古病院					
	所 在 地	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807					
	病 床 数	393床[稼働病床数:305床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、心療内科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>【県立病院のあり方に関する基本構想より】</p> <p>宮古病院は、宮古保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び宮古病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。</p> <p>なお、宮古病院は、施設の老朽化が進んでいることから、基本計画を策定するなど改築に向けた取り組みを推進している。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.7	97.9	103.8	105.0	109.6	単位:%
	職員給与費比率	75.4	74.0	73.4	72.7	71.7	単位:%
	病床利用率(許可病床)	66.2	64.9	64.9	64.9	64.9	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	85.2	83.7	83.7	83.7	83.7	単位:%
	経常損益額	△59	△95	173	222	422	単位:百万円
	単年度資金不足額	173	△357	△189	△218	△332	単位:百万円
	不良債務比率	18.7	3.6	△1.1	△6.6	△15.0	単位:%
	医業収支比率	85.6	88.5	90.1	90.9	91.9	単位:%
	材料費対医業収益比率	21.7	19.4	18.7	18.7	18.7	単位:%
	経費対医業収益比率	15.1	15.1	14.6	14.6	14.6	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	29,141	30,969	30,969	30,969	30,969	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	8,223	7,824	7,824	7,824	7,824	単位:円
	診療所患者1人1日当たり診療収益	10,472	10,472	10,472	10,472	10,472	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成21年度)</p>						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (宮古病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	入院患者数	95,217	94,331	94,331	94,331	94,331 単位:人	
	外来患者数	113,806	115,629	115,629	115,629	115,629 単位:人	
	診療所患者数	5,989	4,775	4,775	4,775	4,775 単位:人	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約28百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約7百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約39百万円、H22:約69百万円、H23以降:約98百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約34百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約33百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約24百万円)の削減に取り組む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約3百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	70.90%	18年度	67.90%	19年度	66.20%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	宮古病院については、老朽化が著しいことから、改築する予定である。					

団体名
(病院名)

沖縄県病院事業局
(宮古病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当該病院以外に、再編・ネットワーク化の対象となる公立病院等はない。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	—		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載		
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(22年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。		

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	八重山病院					
	所 在 地	沖縄県石垣市字大川732					
	病 床 数	350床[稼働病床数:296床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	【県立病院のあり方に関する基本構想より】 八重山病院は、八重山保健医療圏の医療ニーズの動向、医療提供体制の現状、及び八重山病院が果たしている役割等を考慮し、原則として現在の医療機能を維持する。						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.4	103.4	105.9	107.0	110.2	単位:%
	職員給与費比率	69.9	66.3	65.3	64.6	63.9	単位:%
	病床利用率(許可病床)	68.3	70.2	70.2	70.2	70.2	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	80.7	83.0	83.0	83.0	83.0	単位:%
	経常損益額	△28	161	270	315	452	単位:百万円
	単年度資金不足額	610	△208	△166	△198	△287	単位:百万円
	不良債務比率	7.7	△2.4	△6.2	△10.8	△17.4	単位:%
	医業収支比率	90.6	95.8	98.4	99.2	100.4	単位:%
	材料費対医業収益比率	22.2	20.1	19.1	19.1	19.1	単位:%
	経費対医業収益比率	14.0	14.1	13.6	13.6	13.5	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	32,348	36,752	36,752	36,752	36,752	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	8,475	10,714	10,714	10,714	10,714	単位:円
	診療所患者1人1日当たり診療収益	8,101	8,423	8,423	8,423	8,423	単位:円
上記目標数値設定の考え方	任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:平成20年度)						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (八重山病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		87,438	93,174	93,174	93,174	93,174	単位:人
外来患者数		143,426	126,181	126,181	126,181	126,181	単位:人
診療所患者数		17,152	16,272	16,272	16,272	16,272	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約27百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約7百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約40百万円、H22:約71百万円、H23以降:約101百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約31百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約43百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約23百万円)の削減に取り組む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る(約3百万円)。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	74.00%	18年度	67.30%	19年度	68.30%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	—					

団体名
(病院名)

沖縄県病院事業局
(八重山病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当該病院以外に、再編・ネットワーク化の対象となる公立病院等はない。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	—		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載		
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(21年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。		

沖縄県立病院改革プラン個表

団 体 名	沖縄県病院事業局						
プ ラ ン の 名 称	沖縄県立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	精和病院					
	所 在 地	沖縄県南風原町字新川260					
	病 床 数	300床[稼働病床数:242床(平成20年10月現在)]					
	診 療 科 目	精神科、神経科、内科、リハビリテーション科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>【県立病院のあり方に関する基本構想より】 精和病院は、他の都道府県立精神科病院と比較して、長期入院患者の割合が高く、退院患者が少ない現状にあることから、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を強化し、長期入院患者の社会復帰促進に取組み、病床規模のダウンサイジングを図る。 また、県は、市町村及び関係機関と連携し、精神障害者の地域生活への移行を支援する精神保健福祉施策を強化する。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	県立病院全体として総括表に記載						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.5	96.3	107.9	109.6	119.0	単位:%
	職員給与費比率	111.5	110.2	107.7	106.1	104.3	単位:%
	病床利用率(許可病床)	74.7	76.1	76.1	76.1	76.1	単位:%
	病床利用率(稼働病床)	88.8	94.3	94.3	94.3	94.3	単位:%
	経常損益額	△57	△83	170	203	394	単位:百万円
	単年度資金不足額	284	△363	△139	△169	△247	単位:百万円
	不良債務比率	65.4	24.9	15.7	4.5	△11.7	単位:%
	医業収支比率	67.9	70.8	72.9	74.0	75.0	単位:%
	材料費対医業収益比率	19.8	14.8	13.7	13.7	13.7	単位:%
	経費対医業収益比率	11.4	12.2	11.8	11.8	11.8	単位:%
	入院患者1人1日当たり診療収益	13,573	14,376	14,376	14,376	14,376	単位:円
	外来患者1人1日当たり診療収益	11,937	12,115	12,115	12,115	12,115	単位:円
診療所患者1人1日当たり診療収益	—	—	—	—	—		
上記目標数値設定の考え方	任意項目は、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:平成21年度)						

				団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (精和病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		82,614	80,037	80,037	80,037	80,037	単位:人
外来患者数		25,952	28,618	28,618	28,618	28,618	単位:人
診療所患者数		—	—	—	—	—	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	県立病院全体として総括表に記載				
		事業規模・形態の見直し	県立病院全体として総括表に記載				
		経費削減・抑制対策	1 医師・歯科医師を除く職員の給与について、平成20年度から平成23年度までの4年間、給料(給料の調整額を含む)の3%(約20百万円/年)、期末・勤勉手当の2%(約5百万円/年)を減額する給与特例措置を講じている。 2 職員給与費のうち、調整額を段階的に廃止する(H21:約34百万円、H22:約60百万円、H23以降:約85百万円)。 3 診療材料費縮減プロジェクトにより、平成20年度から約0.5百万円の削減に取り組んでいる。 4 平成21年度以降、薬品費縮減プロジェクト等により約9%(約17百万円)の削減に取り組む。 5 平成21年度から入札業務の見直し、委託業務の見直し・効率化等により、委託料約9%(約5百万円)の削減に取り組む。				
		収入増加・確保対策	1 診療報酬請求上の基準や条件を満たすことにより、診療報酬の増収を図る。 2 診療報酬請求漏れ等の防止を図る。 3 未収金の発生防止と回収の徹底 各病院で自主回収困難な未収金の回収を民間債権回収サービス業者に委託することにより、回収に努める。				
		その他	1 病院長への権限委譲を拡大し現場レベルでの権限を強化するとともに、権限に応じた責任を明確にすることにより、各病院における経営の効率化を図り、経常黒字化に向けた経営体質の確立を目指す(H21~)。 2 県外における看護師確保活動の展開(関東地区における就職説明会の開催等) 3 県内における臨任・嘱託看護師等の求人活動の展開(県内の大型ショッピングセンターで採用イベント・就職相談会を実施)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	79.70%	18年度	76.90%	19年度	74.70%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	—					

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (精和病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	南部保健医療圏において、6つの公立病院等が開設されている。 ・県立南部医療センター・こども医療センター 434床 ・県立精和病院 300床 ・地方独立行政法人那覇市立病院 470床 ・沖縄赤十字病院 319床 ・離島医療組合公立久米島病院 40床 ・琉球大学医学部附属病院 604床		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	-		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	県立病院全体として総括表に記載		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	県立病院全体として総括表に記載		
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(23年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。		

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (総括表)
--------------	-------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収 入	1. 医 業 収 益 a	34,284	37,338	36,891	36,813	36,804	37,027
	(1) 料 金 収 入	33,271	36,054	35,460	35,460	35,460	35,460
	(2) そ の 他	1,013	1,284	1,431	1,353	1,344	1,567
	うち他会計負担金	755	1,005	1,208	1,102	1,091	1,315
	2. 医 業 外 収 益	4,160	4,846	3,904	5,218	5,186	6,041
	(1) 他会計負担金・補助金	3,250	3,878	2,822	4,232	4,199	5,056
	(2) 国 (県) 補 助 金	440	462	468	457	457	457
	(3) そ の 他	470	506	614	529	530	528
	経 常 収 益 (A)	38,444	42,184	40,795	42,031	41,990	43,068
	支 出	1. 医 業 費 用 b	41,404	43,558	42,212	41,211	40,950
(1) 職 員 給 与 費 c		24,646	24,982	24,976	24,630	24,373	24,115
(2) 材 料 費		8,584	9,516	9,138	8,732	8,732	8,732
(3) 経 費		5,254	5,434	5,533	5,287	5,287	5,287
(4) 減 価 償 却 費		2,716	2,570	2,397	2,392	2,389	2,287
(5) そ の 他		204	1,056	168	170	169	169
2. 医 業 外 費 用		2,063	2,092	1,861	1,700	1,566	1,460
(1) 支 払 利 息		1,203	1,097	1,030	940	876	811
(2) そ の 他		860	995	831	760	690	649
経 常 費 用 (B)		43,467	45,650	44,073	42,911	42,516	42,050
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-5,023	-3,466	-3,278	-880	-526	1,018	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	675	2,366	17	17	17	17
	2. 特 別 損 失 (E)	663	106	121	297	297	297
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	12	2,260	-104	-280	-280	-280
純 損 益 (C)+(F)	-5,011	-1,206	-3,382	-1,160	-806	738	
不 良 債 務	累 積 欠 損 金 (G)	20,449	21,656	25,038	26,198	27,004	26,266
	流 動 資 産 (ア)	9,428	10,268	10,429	10,496	10,583	10,666
	流 動 負 債 (イ)	15,409	14,064	10,429	8,478	6,558	4,514
	うち一時借入金	9,400	8,000	5,808	4,489	2,518	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	5,981	3,796	0	-2,018	-4,025	-6,152	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	1,570	-2,185	-816	-2,018	-2,007	-2,127	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	88.4	92.4	92.6	97.9	98.8	102.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	17.4	10.2	0.0	-5.5	-10.9	-16.6	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	82.8	85.7	87.4	89.3	89.9	91.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	71.9	66.9	67.7	66.9	66.2	65.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	5,981	3,796	2,980	962	-1,045	-3,768	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	17.4	10.2	8.1	2.6	-2.8	-10.2	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	17.4	10.1	0.0	-5.4	-10.9	-16.6	
病 床 利 用 率	80.9	83.0	81.6	81.6	81.6	81.6	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	631	1,778	5,789	182	564	564	
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他 会 計 負 担 金	1,484	1,785	3,920	1,635	1,733	1,317	
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 補 助 金	1,336	453	389	1,397	1,408	746	
	6. 国 (県) 補 助 金	47	27	19	17	29	29	
	7. そ の 他	1,098	700	0	0	0	0	
	収 入 計 (a)	4,596	4,743	10,117	3,231	3,734	2,656	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	1,400	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	4,596	4,743	8,717	3,231	3,734	2,656	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	723	554	311	1,605	622	621
		2. 企 業 債 償 還 金	3,543	4,178	5,426	3,026	3,112	2,631
3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	
4. そ の 他		330	11	0	0	0	0	
支 出 計 (B)		4,596	4,743	5,737	4,631	3,734	3,252	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	0	0	-2,980	1,400	0	596		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	596	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	1,400	0	0	
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	0	0	0	1,400	0	596		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-2,980	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	-2,980	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(71,203)	(22,314)	(23,991)	(225,450)	(195,505)	(1,681,337)
	3,993,341	4,866,740	4,004,055	5,401,147	5,293,692	6,368,750
資 本 的 収 支	(860,625)	(80,218)	(1,483,131)	(1,480,179)	(1,422,521)	(760,697)
	2,820,258	2,237,905	4,308,256	3,031,853	3,139,308	2,064,250
合 計	(931,828)	(102,532)	(1,507,122)	(1,705,629)	(1,618,026)	(2,442,034)
	6,813,599	7,104,645	8,312,311	8,433,000	8,433,000	8,433,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (北部病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	1. 医業収益 a	5,195	5,394	5,277	5,334	5,333	5,359
	(1) 料 金 収 入	5,039	5,235	5,167	5,167	5,167	5,167
収	(2) そ の 他	156	159	110	167	166	192
	うち他会計負担金	118	120	81	131	130	157
入	2. 医業外収益	406	538	450	533	529	618
	(1) 他会計負担金・補助金	316	449	342	438	435	523
入	(2) 国(県)補助金	78	50	69	66	66	66
	(3) そ の 他	12	39	39	29	28	29
	経 常 収 益 (A)	5,601	5,932	5,727	5,867	5,862	5,977
支	1. 医業費用 b	5,682	5,790	5,753	5,607	5,565	5,529
	(1) 職 員 給 与 費 c	3,311	3,412	3,517	3,475	3,444	3,413
出	(2) 材 料 費	1,289	1,353	1,290	1,228	1,228	1,228
	(3) 経 費	823	786	786	754	754	754
出	(4) 減 価 償 却 費	231	208	126	116	105	100
	(5) そ の 他	28	31	34	34	34	34
出	2. 医業外費用	323	326	292	275	254	233
	(1) 支 払 利 息	208	196	187	181	170	157
出	(2) そ の 他	115	130	105	94	84	76
	経 常 費 用 (B)	6,005	6,116	6,045	5,882	5,819	5,762
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-404	-184	-318	-15	43	215
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	96	1	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	72	6	9	23	23	23
	特別損益(D)-(E) (F)	24	-5	-8	-22	-22	-22
	純 損 益 (C)+(F)	-380	-189	-326	-37	21	193
	累 積 欠 損 金 (G)	4,246	4,435	4,761	4,798	4,777	4,584
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,268	1,376	1,402	1,410	1,421	1,433
	流 動 負 債 (イ)	1,505	1,830	1,420	1,219	984	639
不良債務	うち一時借入金	564	960	756	571	341	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
不良債務	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	237	454	18	-191	-437	-794
	単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	530	217	2	-209	-246	-357
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.3	97.0	94.7	99.7	100.7	103.7
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	4.6	8.4	0.3	-3.6	-8.2	-14.8
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.4	93.2	91.7	95.1	95.8	96.9
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	63.7	63.3	66.6	65.1	64.6	63.7
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	237	454	456	247	1	-446
	地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	4.6	8.4	8.6	4.6	0.0	-8.3
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	4.5	8.4	0.3	-3.5	-8.1	-14.8
	病 床 利 用 率	87.1	88.1	83.6	83.6	83.6	83.6

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
	1. 企業債		220	96	2,504	31	93
2. 他会計出資金							
3. 他会計負担金		163	137	447	195	190	188
4. 他会計借入金							
5. 他会計補助金		193	33	50	122	119	113
6. 国(県)補助金		18	5	0	0	5	5
7. その他		187	40	0	0	0	0
収入計 (a)		781	311	3,001	348	407	373
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)				231			
前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a)-(b)+(c) (A)		781	311	2,770	348	407	373
1. 建設改良費		267	99	34	266	99	72
2. 企業債償還金		459	212	2,298	313	308	397
3. 他会計長期借入金返還金							
4. その他		55	0	0	0	0	0
支出計 (B)		781	311	2,332	579	407	469
差引不足額 (B)-(A) (C)		0	0	-438	231	0	96
1. 損益勘定留保資金							96
2. 利益剰余金処分額							
3. 繰越工事資金					231		
4. その他							
計 (D)		0	0	0	231	0	96
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	-438	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	-438	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(7,848)	(2,783)	(3,061)	(36,664)	(23,913)	(187,637)
	434,963	569,393	422,840	569,036	564,751	679,793
資本的収支	(134,143)	(5,870)	(236,223)	(125,804)	(119,546)	(118,709)
	356,050	169,981	496,750	316,918	308,534	307,068
合計	(141,991)	(8,653)	(239,284)	(162,468)	(143,459)	(306,346)
	791,013	739,374	919,590	885,954	873,285	986,861

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (中部病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収入	1. 医業収益 a	11,367	11,727	11,187	11,142	11,140	11,200
	(1) 料 金 収 入	11,047	11,423	10,768	10,768	10,768	10,768
	(2) そ の 他	320	304	419	374	372	432
	うち他会計負担金	241	219	352	298	295	356
	2. 医業外収益	737	893	929	1,327	1,321	1,498
	(1) 他会計負担金・補助金	320	488	406	880	873	1,052
	(2) 国(県)補助金	113	128	138	126	126	126
	(3) そ の 他	304	277	385	321	322	320
	経 常 収 益 (A)	12,104	12,620	12,116	12,469	12,461	12,698
	支出	1. 医業費用 b	12,563	12,598	12,428	12,072	12,007
(1) 職 員 給 与 費 c		7,079	6,983	6,954	6,862	6,794	6,725
(2) 材 料 費		3,155	3,285	3,222	3,086	3,086	3,086
(3) 経 費		1,547	1,599	1,619	1,554	1,554	1,554
(4) 減 価 償 却 費		703	662	579	516	519	502
(5) そ の 他		79	69	54	54	54	54
2. 医業外費用		534	535	468	411	378	369
(1) 支 払 利 息		255	228	217	185	175	165
(2) そ の 他		279	307	251	226	203	204
経 常 費 用 (B)		13,097	13,133	12,896	12,483	12,385	12,290
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-993	-513	-780	-14	76	408	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	213	5	2	2	2	2
	2. 特 別 損 失 (E)	176	33	57	106	106	106
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	37	-28	-55	-104	-104	-104
純 損 益 (C)+(F)	-956	-541	-835	-118	-28	304	
不良債務	累 積 欠 損 金 (G)	-7,744	-7,203	-6,368	-6,250	-6,222	-6,526
	流 動 資 産 (ア)	3,277	3,404	3,429	3,455	3,490	3,511
	流 動 負 債 (イ)	2,674	2,794	2,619	2,399	1,839	1,412
	うち一時借入金	940	880	1,154	972	420	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	-603	-610	-810	-1,056	-1,651	-2,099	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	559	-7	678	-246	-595	-448	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.4	96.1	94.0	99.9	100.6	103.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-5.3	-5.2	-7.2	-9.5	-14.8	-18.7	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.5	93.1	90.0	92.3	92.8	94.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	62.3	59.5	62.2	61.6	61.0	60.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-603	-610	68	-178	-773	-1,392	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-5.3	-5.2	0.6	-1.6	-6.9	-12.4	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	-5.3	-5.2	-7.2	-9.4	-14.8	-18.7	
病 床 利 用 率	96.3	95.8	93.7	93.7	93.7	93.7	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度						
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	102	720	1,163	61	275	165
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金	553	392	1,104	381	413	372
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金	367	89	118	226	245	214
	6. 国 (県) 補 助 金	13	4	0	0	4	4
	7. そ の 他	185	111	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	1,220	1,316	2,385	668	937	755
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)			662			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	1,220	1,316	1,723	668	937	755	
支 出	1. 建 設 改 良 費	117	281	167	723	292	177
	2. 企 業 債 償 還 金	1,048	1,031	678	607	645	754
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他	55	4	0	0	0	0
支 出 計 (B)	1,220	1,316	845	1,330	937	931	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	0	0	-878	662	0	176	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金						176
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金				662		
	4. そ の 他						
計 (D)	0	0	0	662	0	176	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-878	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	-878	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(8,142)	(4,142)	(3,110)	(25,968)	(17,409)	(226,775)
	560,570	707,339	758,576	1,177,738	1,168,869	1,406,972
資 本 的 収 支	(255,450)	(15,155)	(662,417)	(227,172)	(251,374)	(222,779)
	920,050	480,981	1,221,980	607,123	657,784	591,384
合 計	(263,592)	(19,297)	(665,527)	(253,140)	(268,783)	(449,554)
	1,480,620	1,188,320	1,980,556	1,784,861	1,826,653	1,998,356

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (南部医療センター・こども医療センター)
--------------	----------------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収入	1. 医業収益 a	8,596	10,669	10,569	10,495	10,490	10,616
	(1) 料 金 収 入	8,223	10,009	9,842	9,842	9,842	9,842
	(2) そ の 他	373	660	727	653	648	774
	うち他会計負担金	334	613	707	619	614	739
	2. 医業外収益	1,421	1,357	833	1,370	1,362	1,577
	(1) 他会計負担金・補助金	1,143	1,030	527	1,065	1,057	1,272
	(2) 国(県)補助金	164	175	168	169	169	169
	(3) そ の 他	114	152	138	136	136	136
	経 常 収 益 (A)	10,017	12,026	11,402	11,865	11,852	12,193
	支出	1. 医業費用 b	11,926	13,848	12,842	12,617	12,573
(1) 職 員 給 与 費 c		6,805	7,094	6,997	6,900	6,827	6,754
(2) 材 料 費		2,170	2,815	2,752	2,636	2,636	2,636
(3) 経 費		1,540	1,709	1,728	1,629	1,629	1,629
(4) 減 価 償 却 費		1,363	1,315	1,327	1,413	1,442	1,390
(5) そ の 他		48	915	38	39	39	39
2. 医業外費用		766	803	723	712	664	618
(1) 支 払 利 息		488	445	423	430	404	378
(2) そ の 他		278	358	300	282	260	240
経 常 費 用 (B)		12,692	14,651	13,565	13,329	13,237	13,066
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-2,675	-2,625	-2,163	-1,464	-1,385	-873	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	172	2,351	8	8	8	8
	2. 特 別 損 失 (E)	191	34	18	73	73	73
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-19	2,317	-10	-65	-65	-65
純 損 益 (C)+(F)	-2,694	-308	-2,173	-1,529	-1,450	-938	
累 積 欠 損 金 (G)	6,345	6,653	8,826	10,355	11,805	12,743	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	2,659	3,009	3,076	3,091	3,112	3,141
	流 動 負 債 (イ)	8,076	4,964	3,453	2,399	1,839	1,412
	うち一時借入金	6,204	3,120	2,050	1,549	924	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 差引 不良債務(オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	0	0	0	0	0	0
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-88	-3,462	-568	-1,069	-581	-456	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	78.9	82.1	84.1	89.0	89.5	93.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	63.0	18.3	3.6	-6.6	-12.1	-16.3	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	72.1	77.0	82.3	83.2	83.4	85.3	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	79.2	66.5	66.2	65.7	65.1	63.6	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	5,417	1,955	1,387	318	-263	-906	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	63.0	18.3	13.1	3.0	-2.5	-8.5	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	63.0	18.3	3.5	-6.5	-12.1	-16.2	
病 床 利 用 率	82.5	95.8	92.7	92.7	92.7	92.7	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	60	22	1,133	19	27	27
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金	199	863	1,501	741	849	422
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金	272	234	109	845	877	234
	6. 国 (県) 補 助 金	5	6	4	3	8	8
	7. そ の 他	202	428	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	738	1,553	2,747	1,608	1,761	691
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)			121			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	738	1,553	2,626	1,608	1,761	691	
支 出	1. 建 設 改 良 費	66	28	22	143	36	36
	2. 企 業 債 償 還 金	617	1,521	1,594	1,586	1,725	826
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他	55	4	0	0	0	0
支 出 計 (B)	738	1,553	1,616	1,729	1,761	862	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	0	0	-1,010	121	0	171	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金						171
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金				121		
	4. そ の 他						
計 (D)	0	0	0	121	0	171	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-1,010	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	-1,010	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(28,193)	(8,288)	(9,182)	(9,935)	(15,575)	(583,472)
	1,464,909	1,626,521	1,207,148	1,752,024	1,672,050	2,009,367
資 本 的 収 支	(104,133)	(47,687)	(190,943)	(914,889)	(876,690)	(218,230)
	471,050	1,096,981	1,610,688	1,586,258	1,725,418	639,635
合 計	(132,326)	(55,975)	(200,125)	(924,824)	(892,265)	(801,702)
	1,935,959	2,723,502	2,817,836	3,338,282	3,397,468	2,649,002

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (宮古病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収	1. 医 業 収 益 a	3,751	3,861	3,981	3,962	3,961	3,971
	(1) 料 金 収 入	3,677	3,774	3,876	3,876	3,876	3,876
	(2) そ の 他	74	87	105	86	85	95
	うち他会計負担金	39	49	67	49	48	58
	2. 医 業 外 収 益	574	743	556	728	723	863
	(1) 他会計負担金・補助金	537	705	513	689	684	824
	(2) 国 (県) 補 助 金	26	28	26	27	27	27
	(3) そ の 他	11	10	17	12	12	12
	経 常 収 益 (A)	4,325	4,604	4,537	4,690	4,684	4,834
	入	1. 医 業 費 用 b	4,558	4,510	4,498	4,396	4,356
(1) 職 員 給 与 費 c		2,961	2,912	2,947	2,908	2,878	2,849
(2) 材 料 費		821	837	774	741	741	741
(3) 経 費		576	582	602	579	579	579
(4) 減 価 償 却 費		176	161	158	151	141	135
(5) そ の 他		24	18	17	17	17	17
2. 医 業 外 費 用		157	153	134	121	106	91
(1) 支 払 利 息		81	71	64	59	49	40
(2) そ の 他		76	82	70	62	57	51
経 常 費 用 (B)		4,715	4,663	4,632	4,517	4,462	4,412
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-390	-59	-95	173	222	422	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	84	7	2	2	2	2
	2. 特 別 損 失 (E)	148	24	22	62	62	62
	特別損益 (D)-(E) (F)	-64	-17	-20	-60	-60	-60
純 損 益 (C)+(F)	-454	-76	-115	113	162	362	
累 積 欠 損 金 (G)	11,687	11,763	11,878	11,765	11,603	11,241	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	941	1,000	1,024	1,030	1,037	1,047
	流 動 負 債 (イ)	1,490	1,722	1,168	985	774	452
	うち一時借入金	846	1,120	711	537	321	0
	翌年度繰越財源 (ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	549	722	144	-45	-263	-595
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	491	173	-357	-189	-218	-332	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.7	98.7	97.9	103.8	105.0	109.6	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	14.6	18.7	3.6	-1.1	-6.6	-15.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	82.3	85.6	88.5	90.1	90.9	91.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	78.9	75.4	74.0	73.4	72.7	71.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	549	722	365	176	-42	-429	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	14.6	18.7	9.2	4.4	-1.1	-10.8	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	14.6	18.6	3.5	-1.1	-6.6	-14.9	
病 床 利 用 率	67.9	66.2	64.9	64.9	64.9	64.9	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度						
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	46	50	306	46	86	84
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	167	137	275	117	117	125
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	212	35	43	73	72	69
	6. 国(県)補助金	0	5	6	5	5	5
	7. その他	185	43	0	0	0	0
	収入計 (a)	610	270	630	241	280	283
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)			119			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	610	270	511	241	280	283	
支 出	1. 建設改良費	48	55	45	171	92	99
	2. 企業債償還金	507	215	245	189	188	242
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	55	0	0	0	0	0
支出計 (B)	610	270	290	360	280	341	
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	-221	119	0	58	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						58
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金				119		
	4. その他						
計 (D)	0	0	0	119	0	58	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-221	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	-221	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(11,108)	(2,212)	(3,448)	(56,928)	(46,445)	(261,070)
	576,346	753,026	580,201	737,931	732,374	881,559
資本的収支	(114,146)	(3,786)	(120,292)	(75,328)	(73,262)	(77,894)
	379,050	171,981	317,185	190,313	189,480	197,775
合計	(125,254)	(5,998)	(123,740)	(132,256)	(119,707)	(338,964)
	955,396	925,007	897,386	928,244	921,854	1,079,334

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (八重山病院)
--------------	---------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	1. 医業収益 a	3,918	4,235	4,360	4,361	4,361	4,362
	(1) 料 金 収 入	3,851	4,182	4,309	4,309	4,309	4,309
収	(2) そ の 他	67	53	51	52	52	53
	うち他会計負担金	23	4	1	5	4	5
入	2. 医業外収益	519	587	506	462	459	533
	(1) 他会計負担金・補助金	434	482	409	366	363	437
入	(2) 国(県)補助金	59	81	67	69	69	69
	(3) そ の 他	26	24	30	27	27	27
	経 常 収 益 (A)	4,437	4,822	4,866	4,823	4,820	4,895
支	1. 医業費用 b	4,613	4,674	4,549	4,434	4,397	4,345
	(1) 職 員 給 与 費 c	2,936	2,962	2,890	2,849	2,819	2,789
出	(2) 材 料 費	874	939	876	833	833	833
	(3) 経 費	597	593	613	591	591	591
出	(4) 減 価 償 却 費	185	162	150	140	133	112
	(5) そ の 他	21	18	20	21	21	20
出	2. 医業外費用	182	176	156	119	108	98
	(1) 支 払 利 息	94	85	73	43	39	36
出	(2) そ の 他	88	91	83	76	69	62
	経 常 費 用 (B)	4,795	4,850	4,705	4,553	4,505	4,443
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-358	-28	161	270	315	452
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	76	2	3	3	3	3
	2. 特 別 損 失 (E)	73	8	14	30	30	30
	特別損益(D)-(E) (F)	3	-6	-11	-27	-27	-27
	純 損 益 (C)+(F)	-355	-34	150	243	288	425
	累 積 欠 損 金 (G)	3,323	3,357	3,207	2,964	2,676	2,251
不良債務	流 動 資 産 (ア)	957	1,138	1,154	1,162	1,172	1,181
	流 動 負 債 (イ)	672	1,463	1,048	890	702	424
不良債務	うち一時借入金	94	880	604	457	272	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
不良債務	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	-285	325	-106	-272	-470	-757
	単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-120	610	-208	-166	-198	-287
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.5	99.4	103.4	105.9	107.0	110.2
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-7.3	7.7	-2.4	-6.2	-10.8	-17.4
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	84.9	90.6	95.8	98.4	99.2	100.4
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	74.9	69.9	66.3	65.3	64.6	63.9
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-285	325	117	-49	-247	-580
	地方財政法上の資金不足 の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-7.3	7.7	2.7	-1.1	-5.7	-13.3
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	-7.2	7.6	-2.4	-6.2	-10.7	-17.3
	病 床 利 用 率	67.3	68.3	70.2	70.2	70.2	70.2

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度						
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	126	473	264	23	76	214
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	319	176	498	145	115	102
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	97	43	44	94	66	57
	6. 国(県)補助金	11	7	9	9	7	7
	7. その他	183	55	0	0	0	0
	収入計 (a)	736	754	815	271	264	380
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)			267			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	736	754	548	271	264	380	
支 出	1. 建設改良費	141	64	32	299	95	227
	2. 企業債償還金	540	688	293	239	169	203
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	55	2	0	0	0	0
支出計 (B)	736	754	325	538	264	430	
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	-223	267	0	50	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						50
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金				267		
	4. その他						
計 (D)	0	0	0	267	0	50	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	-223	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	-223	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(7,127)	(2,258)	(2,420)	(32,416)	(27,720)	(164,558)
	456,584	486,074	410,345	370,716	367,924	442,872
資本的収支	(127,978)	(6,594)	(272,612)	(100,469)	(72,731)	(64,544)
	416,050	218,981	541,622	239,599	181,264	163,264
合計	(135,105)	(8,852)	(275,032)	(132,885)	(100,451)	(229,102)
	872,634	705,055	951,967	610,315	549,188	606,136

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	沖縄県病院事業局 (精和病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	19年度						
収	1. 医 業 収 益 a	1,457	1,452	1,517	1,519	1,519	1,519
	(1) 料 金 収 入	1,434	1,431	1,498	1,498	1,498	1,498
	(2) そ の 他	23	21	19	21	21	21
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	503	728	630	798	792	952
	(1) 他会計負担金・補助金	500	724	625	794	787	948
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	3	4	5	4	5	4
	経 常 収 益 (A)	1,960	2,180	2,147	2,317	2,311	2,471
	入	1. 医 業 費 用 b	2,062	2,138	2,142	2,085	2,052
(1) 職 員 給 与 費 c		1,554	1,619	1,671	1,636	1,611	1,585
(2) 材 料 費		275	287	224	208	208	208
(3) 経 費		171	165	185	180	180	180
(4) 減 価 償 却 費		58	62	57	56	49	48
(5) そ の 他		4	5	5	5	4	5
2. 医 業 外 費 用		101	99	88	62	56	51
(1) 支 払 利 息		77	72	66	42	39	35
(2) そ の 他		24	27	22	20	17	16
経 常 費 用 (B)		2,163	2,237	2,230	2,147	2,108	2,077
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-203	-57	-83	170	203	394	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	34	0	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	3	1	1	3	3	3
	特別損益 (D)-(E) (F)	31	-1	0	-2	-2	-2
純 損 益 (C)+(F)	-172	-58	-83	168	201	392	
不良債務	累 積 欠 損 金 (G)	2,593	2,651	2,734	2,566	2,365	1,973
	流 動 資 産 (ア)	326	341	344	348	351	353
	流 動 負 債 (イ)	992	1,291	721	586	420	175
	うち一時借入金	752	1,040	533	403	240	0
	翌年度繰越財源 (ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 差引 不良債務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	0	0	0	0	0	0
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	520	284	-363	-139	-169	-247	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.6	97.5	96.3	107.9	109.6	119.0	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	45.7	65.4	24.9	15.7	4.5	-11.7	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	70.7	67.9	70.8	72.9	74.0	75.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	106.7	111.5	110.2	107.7	106.1	104.3	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	666	950	587	448	279	-15	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	45.7	65.4	38.7	29.5	18.4	-1.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	45.7	65.4	24.8	15.6	4.5	-11.7	
病 床 利 用 率	76.9	74.7	76.1	76.1	76.1	76.1	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度						
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	77	417	419	2	7	7
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	83	80	95	56	49	108
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	195	19	25	37	29	59
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	156	23	0	0	0	0
	収入計(a)	511	539	539	95	85	174
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)	511	539	539	95	85	174	
支 出	1. 建設改良費	84	27	11	3	8	10
	2. 企業債償還金	372	511	318	92	77	209
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	55	1				
支出計(B)	511	539	329	95	85	219	
差引不足額(B)-(A)(C)	0	0	-210	0	0	45	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						45
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計(D)	0	0	0	0	0	45	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	-210	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	-210	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(8,785)	(2,631)	(2,770)	(63,539)	(64,443)	(257,825)
	499,969	724,387	624,945	793,702	787,724	948,187
資本的収支	(124,775)	(1,126)	(644)	(36,517)	(28,918)	(58,541)
	278,008	99,000	120,051	91,642	76,828	165,124
合計	(133,560)	(3,757)	(3,414)	(100,056)	(93,361)	(316,366)
	777,977	823,387	744,996	885,344	864,552	1,113,311

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。